

## 歯科専門職の概況

### 資料3

歯科専門職の資質向上検討会(第1回)  
(平成24年11月28日開催)提出資料

#### 歯科医師

1. 根拠法令  
歯科医師法(昭和23年法律202号)
2. 就業歯科医師数(平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査)  
100,438名
3. 業務  
歯科医療及び保健指導
4. 歯学部設置大学数、修業年限、定員  
29学部、6年、2440名(平成24年度)  
※診療に従事する場合は卒後1年以上の臨床研修が必須

#### 歯科衛生士

1. 根拠法令  
歯科衛生士法(昭和23年法律204号)
2. 就業歯科衛生士数(平成22年衛生行政報告例)  
103,180名
3. 業務  
次に掲げる予防処置  
・歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること  
・歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること  
※上記は全て歯科医師の直接の指導の下に行う  
歯科診療の補助  
歯科保健指導
4. 養成学校数(厚労省、文科省指定を含む)、修業年限、定員  
156施設、3年、6559名(平成24年度)

#### 歯科技工士

1. 根拠法令  
歯科技工士法(昭和30年法律168号)
2. 就業歯科技工士数(平成22年衛生行政報告例)  
35,413名
3. 業務  
歯科技工  
※「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く
4. 養成学校数(厚労省、文科省指定を含む)、修業年限、定員  
53施設、2年、1625名(平成24年度)